

総社市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年9月7日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第22号

総社市議会委員会条例の一部を改正する条例

総社市議会委員会条例（平成17年総社市条例第220号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管） 第2条 略 2 常任委員会の名称，委員の定数及びその所管は，次のとおりとする。 総務生活委員会 8人 総合政策部，総務部，市民生活部，会計課，議会，監査委員，選挙管理委員会，消防本部及び消防署の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 文教福祉委員会 <u>7人</u> 保健福祉部及び教育委員会の所管に属する事項 産業建設委員会 <u>7人</u> 産業部，建設部，環境水道部及び農業委員会の所管に属する事項 3 略</p>	<p>（常任委員の所属，常任委員会の名称，委員定数及びその所管） 第2条 略 2 常任委員会の名称，委員の定数及びその所管は，次のとおりとする。 総務生活委員会 8人 総合政策部，総務部，市民生活部，会計課，議会，監査委員，選挙管理委員会，消防本部及び消防署の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 文教福祉委員会 <u>8人</u> 保健福祉部及び教育委員会の所管に属する事項 産業建設委員会 <u>8人</u> 産業部，建設部，環境水道部及び農業委員会の所管に属する事項 3 略</p>

附 則

この条例は，公布の日から施行し，同日以後最初に行われる一般選挙により選出された議員の任期の開始日から適用する。